

所有者であるのか、どうもこの斜線やその他のところを教えてもどうしても公園に合わないの
で、資料に基づいて説明してもらいたいと思います。

○総務課長（浅見裕康君） いま手元にございませんので、申しわけないんですけれども休憩
をちょうだいしたいと思います。

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午後二時二十九分 休憩

午後二時四十八分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（浅見裕康君） お答えします。

まず最初の地主さんでございすけれども四名いらっしゃいます。井梅義彰さん、井梅
伊助さん、田村房五郎さん、それと国有農地でございすけれども、旧地主が田村半十郎
さん、以上でございす。

それから筆数でございすけれども、添付してあります公園の写し、これが若干不鮮明
でございまして、申しわけなく存じております。ずっと御説明申し上げます。

この図面を見ていただきまして、左側から申し上げます。二千百三十一の一、その横が二千三
百三十一の一、それからすぐまた右側が、二千百三十二、それから上にいきまして左側の上の方で
ございすけれども、二千百三十三の一、それからその横にいきまして二千百三十四の一、次が二千百三
十四の二、それからすぐ大きい部分でございすけれども、これが二千百三十五の一、それから今度は下
にいきまして、二千百三十七の一、それから今度は右の上の方にいきまして二千百四十九の一、次が実は
太い線で八小用地と公園用地の区分をしております。たまたまその上の筆がちょうどこの線上
になつておりまして、ちよつとおわかりにくいんでございすけれども、これは公園用地の二千百四
十八の一、これが内側までずっと入り込んでいます一筆になつておりまして、当該の八小関係用地
のところには地番が入っておりませんので、ちよつと誤解があったものと思います。図面の公園の
写しをそのままここに添付したという事でございまして、その辺ちよつと参考資料として不適
正でございましたので今後注意をいたしたいというふうに考えております。

以上で十筆になるということでございすので、よろしく御了承いただきしたいと思います。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第百号については、総務委員会に付託されんこ

とを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お詔りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十八陳情第三号商業用裝飾灯建設改修等の補助金増額に関する陳情書を議題といたします。

事務局をして陳情書の朗読をいたさせます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(末次性男君) 朗読は終わりました。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で意見を終わります。

陳情第三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

○議長(末次性男君) 日程第十九陳情第四号福生市の議務教育の施設及び内容の充実に關する陳情書を議題といたします。

事務局をして陳情書の朗読をいたさせます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(末次性男君) 朗読は終わりました。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で意見を終わります。

陳情第四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長(末次性男君) 日程第二十陳情第五号記帳義務法制化反対に関する陳情書を議題といたします。

事務局をして陳情書の朗読をいただきます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(末次性男君) 朗読は終わりました。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で意見を終わります。

陳情第五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長(末次性男君) 日程第二十一陳情第六号所得税、住民税の減税に関する陳情書を議題といたします。

事務局をして陳情書の朗読をいただきます。

○議長(末次性男君) 朗読は終わりました。

(市川議事係長朗読) 別添参照

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で意見を終わります。

陳情第六号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長(末次性男君) 日程第二十二陳情第七号郵便貯金問題に関する陳情書を議題といたします。

事務局をして陳情書の朗読をいただきます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(末次性男君) 朗読は終わりました。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

○(二十番(関米吉君) 意見というところを議長は、求めておるわけですから、発言になるわけですから、御案内のとおり、本来請願ならば紹介議員に対して質疑もござるわけですから、これが郵便貯金の問題につきましては、御案内のとおり、六月におきまして各会派、全議員の比

様方の賛同のもとにこれと全く相反する意見書を関係方面に提出されておるわけです。そういった状況にあるにもかかわらず、そうしたものと全く正反対のこういった陳情書で本議会の陳情が行われたわけでございます。

それと意見として聞いていただきたいのですけれども、この陳情者の代表、福生市農協組合組合長理事村野弘ほか八名ということなんですけれども、これは農協の団体の役員の皆さん方が連署でもって出されておるのか、その辺について、これは適法なものとして議長が受理されるわけですね。よって今回ここに出席されてきたわけなんですけれども、その辺について、あとこの八名というのはどういう方々が出されているか、知りたいわけです。ひとつ適法として受理された議長の計らいによって、ひとつ議会事務局をしてほか八名の人の陳情者をちゃんと知らせていたいただきたいと思ひます。そうではないと意見も述べられないのでその点ひとつお願いしたいと思ひます。

(同感と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午後三時五分 休憩

午後三時六分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの閣議員の御意見でございますが、事務局長をして報告をいただきます。

○議会事務局長(森田進君) 陳情者の名前でございますが、私の方で一応その他の陳情者について申し上げます。

社団法人東京銀行協会会長村本周三、東京都相互銀行協会会長長谷川文作、社団法人東京都信用金庫協会会長笠原慶太郎、社団法人東京都信用組合協会会長金子賢三、東京都農業協同組合中央会会長加藤源蔵、東京都信用農業協同組合連合会会長理事師岡正孝、東京都信用漁業協同組合連合会会長理事佐久間雅之、農林中央金庫東京支所支所長野口好造以上八名でございます。

○議長(末次性男君) 以上で意見を終わります。

陳情第七号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長(末次性男君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のための明十二日から二十三日までの十二日間休会することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって明十二日から二十三日までの十二日間休会することに決定いたしました。

なお、次回の本会議は九月二十四日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時八分 散会

福生市の義務教育の施設及び内容の充実に関する陳情書

趣旨

福生市議会議員の皆様方におかれましては、福生市の教育の充実・発展のため、施設・設備の拡充整備及び義務教育の無償化への御理解をいただき、御努力いただいております点、感謝申し上げます次第です。

つきましては、さらに福生市の教育発展のために昭和五十六年度において、左記事項の具体化に向けて御高配賜りますようここに陳情申し上げます。

記

一 (1) 第二小学校の実情を調査の上、運動場確保・学校規模縮小のための具体策を早急に策定すること。

(2) (1)と関連させつつ、第八小学校新設を早急に実現すること。

(3) 中学校における教育上の困難を緩和するために、中学校の学校規模を縮小すべきである。したがって、福生第四中学校新設のための計画を早急に策定し、実現を図ること。

(4) 校舎の新築・増築については、プレハブ校舎を使わなくてもすむよう、長期的な見通しを持った計画を作成すること。

二 (1) 修学旅行費用の全額公費負担に向けて年次計画を作成すること。

(2) 校外学習（遠足・社会科見学など）に関する費用の公費負担を実現すること。

(3) 市内各校の用務員さんの複数配置を実現するための見通しを持ち年次計画を作成すること。

以上

昭和五十六年九月三日

陳情者

青梅市野上町四一八一十三

西多摩教職員組合福生地区協議会

議長 武田 秀夫 印

福生市議会議長

末次 性男 殿

記帳義務法制化反対に関する陳情書

陳情の趣旨

政府税制調査会は、昭和五十五年十一月七日の答申で、白色事業所得者の記帳水準向上についてふれました。大蔵省はこれを受けて、記帳義務法制化の準備を進めているといわれます。

記帳義務法制化については、昭和三十七年に国税通則法が制定されたおりの国会審議において否定され、政府原案から削除されたという経緯があります。

自らが労働して事業を維持している小規模企業には、現状では記帳能力が具備されていません。青色申告制度に有利な特典のあることを知りながらも、白色申告にとどまっている重要な理由の一つがこれにあるといわれています。

徴税の便宜のみを重視する立場から、このような記帳能力のない者に対して、法令によつて記帳の強制をすることは基本的人権とのかかわりからみて、きわめて重大であり、絶対に許されるべきではありません。

記帳はあくまでも指導上の問題というべきであります。

貴議会が小規模企業の実情に十分配慮されて、記帳義務法制化反対の決議をし、国会と政府並びに税制調査会にも強く働きかけられるよう陳情いたします。

昭和五十六年九月九日

陳情者

青梅市河辺町六一二七一

東京土建一般労働組合

西多摩支部

代表者 木 暮 龍 彦 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

所得税、住民税の減税に関する陳情書

陳情の趣旨

所得税、住民税の課税最低限（所得控除額）が昭和五十二年以来据え置かれて（住民税のみ五十五年若干手直し）いますが、その結果両税ともその課税最低限が、生活保護法による給付金額を下回るといふ異常な事態となつています。

このため、それまで所得税または住民税（所得割税分）の納税義務を負つていなかった低所得層に、新たに税を負担させることになつただけでなく、納税義務のあつた低所得層の税負担を急増させています。

この税負担の急増は、賃金、事業収入の伸び悩みと物価上昇、公共料金引き上げによつて苦しんでいる勤労国民の生活を極度に圧迫し、危機的状況に追い込んでおります。

地域住民の生活に責任をもたれている貴議会が、住民のこの苦しみを解決するために、政府及び国会さらには税制調査会にも両税の課税最低限を大幅に引き上げることがを要請する決議をされて、その実現のために努力されるよう陳情します。

昭和五十六年九月九日

陳情者

青梅市河辺町六一二七一

東京土建一般労働組合西多摩支部

代表者 木 暮 龍 彦 ㊦

福生市議会議長

末 次 性 男 殿